

5. 試験科目の一部免除と免除の根拠となる証書

以下の①～⑥に該当し、かつ(イ)～(ニ)の科目免除の根拠となる証書の写しを受験願書に貼付して受験申請をした方は、試験科目が一部免除されます。①～⑥のいずれにも該当しない方及び科目免除の根拠となる証書の写しを貼付していない方は全科目受験となります。

- ①国内旅行業務取扱管理者有資格者
- ②令和元(※)・令和2・令和3年度 総合旅行業務取扱管理者 **研修** 「海外旅行実務」修了者
- ③令和元(※)・令和2・令和3年度 総合旅行業務取扱管理者 **研修** 「国内旅行実務」修了者
※令和元年度については、2頁下段「令和元年度の研修修了証を有効とする対象者」を参照
- ④令和2年度 総合旅行業務取扱管理者 **試験** 「海外旅行実務」科目合格者
- ⑤令和2年度 総合旅行業務取扱管理者 **試験** 「国内旅行実務」科目合格者
- ⑥地域限定旅行業務取扱管理者有資格者

		受験区分 (試験時間及び試験科目は、1頁を参照してください。)	必要な科目免除の根拠 となる証書
①	のみに該当 ⇒	【受験区分E】	(イ)
①・②	のみに該当 ⇒	【受験区分F】	(イ)・(ロ)
①・④	のみに該当 ⇒	【受験区分F】	(イ)・(ハ)
②	のみに該当 ⇒	【受験区分B】	(ロ)
②・③	のみに該当 ⇒	【受験区分D】	(ロ)
②・③・⑥	のみに該当 ⇒	【受験区分F】	(ロ)・(ニ)
②・⑤	のみに該当 ⇒	【受験区分D】	(ロ)・(ハ)
②・⑤・⑥	のみに該当 ⇒	【受験区分F】	(ロ)・(ハ)・(ニ)
②・⑥	のみに該当 ⇒	【受験区分H】	(ロ)・(ニ)
③	のみに該当 ⇒	【受験区分C】	(ロ)
③・④	のみに該当 ⇒	【受験区分D】	(ロ)・(ハ)
③・④・⑥	のみに該当 ⇒	【受験区分F】	(ロ)・(ハ)・(ニ)
③・⑥	のみに該当 ⇒	【受験区分E】	(ロ)・(ニ)
④	のみに該当 ⇒	【受験区分B】	(ハ)
④・⑤	のみに該当 ⇒	【受験区分D】	(ハ)
④・⑤・⑥	のみに該当 ⇒	【受験区分F】	(ハ)・(ニ)
④・⑥	のみに該当 ⇒	【受験区分H】	(ハ)・(ニ)
⑤	のみに該当 ⇒	【受験区分C】	(ハ)
⑤・⑥	のみに該当 ⇒	【受験区分E】	(ハ)・(ニ)
⑥	のみに該当 ⇒	【受験区分G】	(ニ)
いずれにも該当しない方	⇒	【受験区分A】	なし

・科目免除の根拠となる証書

- (イ) 国内旅行業務取扱主任者認定証 又は 国内旅行業務取扱主任者試験合格証(合格通知書は不可)若しくは国内旅行業務取扱管理者試験合格証(合格通知書は不可)の50%縮小コピー
- (ロ) 令和元(※)・令和2・令和3年度総合旅行業務取扱管理者研修修了証(結果通知書は不可)の80%縮小コピー
- (ハ) 令和2年度総合旅行業務取扱管理者試験結果通知書(「科目免除通知番号」が記載されている面)の80%縮小コピー
- (ニ) 地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証(合格通知書は不可)の50%縮小コピー

注) 縮小について…例えば「50%に縮小」とは、縦・横の長さがそれぞれ50%になり、証書の面積は25%になります。
(コピー機の機種によっては設定が異なることがありますので、所定の枠内に収まるように縮小してください。)

※ 令和元年度の研修修了証を有効とする対象者：次の1.～3.のいずれかに該当する者に限ります。

1. 令和元年度 総合旅行業務取扱管理者試験に宮城・東京会場を試験地として出願した者
2. 令和元年度 総合旅行業務取扱管理者試験に宮城・東京会場を除く会場を試験地として出願した者で、台風19号の影響により受験できず、かつ当協会が受験手数料の返金をした者
3. 令和元年度 総合旅行業務取扱管理者試験に宮城・東京会場を除く会場を試験地として出願した者で、台風19号の影響により受験できず、かつ令和2年3月の宮城・東京会場での再試験を申請した者

注 (ハ)について……総合旅行業務取扱管理者試験で「国内旅行実務」「海外旅行実務」のいずれか又は両方で科目の合格基準点に達した者は、翌年度の試験に限り当該科目の受験が免除されます。(科目合格制度)
なお、この制度では「総合旅行業務取扱管理者試験」と「国内旅行業務取扱管理者試験」との相互免除はありません。たとえば、国内旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」に科目合格しても、翌年度の総合旅行業務取扱管理者試験において「国内旅行実務」の受験は免除されません。